

**ダム・発電関係市町村振興対策の
充実・強化に関する要望
(案)**

令和7年5月21日

**ダム・発電関係市町村全国協議会
会長 浜田 正利**

ダム・発電関係市町村振興対策の 充実・強化に関する要望

ダム・水力発電施設が立地する我々市町村は、中山間地域等に所在し、水源地域として森林を形成し水資源を育み、「水」や「電力」の安定供給、治水による安全確保という、重要かつ公益的な役割を担うことで、国民生活やあらゆる社会経済活動を支えてきた。

気候変動による災害の頻発化・激甚化が懸念される中、防災・減災の観点からダムの果たす治水機能はきわめて重要である。

また、世界のエネルギー情勢が変化する中で、我が国の安定したエネルギー需給構造の確立を図るために、再生可能エネルギーの一層の促進が求められている。中でも、水力発電は中山間地域等に多く賦存する、きわめて有効な電源である。

持続可能かつクリーンで安全な水力電源を安定的に供給するためには、それを支える水源地域の視点に立った地域振興対策の充実・強化が不可欠である。

よって、政府、国会においては、令和8年度予算編成ならびに施策の推進にあたっては、次の事項を実現するよう、強く求める。

< 重点事項 >

1. 第7次エネルギー基本計画について

エネルギー基本計画において、2040年度の電源構成に関し再生可能エネルギーの比率が高められたことを踏まえ、水力発電開発を促進すること。

2. 水力発電施設周辺地域交付金（水力交付金）について

水力発電所在市町村の活性化のため、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成22年度水準以上に引き上げること。

3. 水源地域の振興等について

既設ダムの設備更新・改修や、発電設備の設置等によるダム再生の推進により、顕在化する気候変動や再生可能エネルギーの積極的導入等の課題に対して、対応すること。また、気候変動への適応・カーボンニュートラルの実現に向けて、「ハイブリッドダム」の取組を着実に推進すること。

4. 水源地域の防災対策の充実について

(1)ダム貯水池の堆砂による機能低下は、洪水や長期濁水の原因となり、住民の暮らしや漁業等の経済活動、生態系等に重大な被害や影響を与えることから、ダム管理者等による確実な堆砂対策が講じられるよう、国として管理者に対する対策の強化を求めるとや支援策の拡充を図ること。また、土砂移動による海岸浸食等、土砂移動に起因する問題が顕在化していることから山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を行うこと。

(2)洪水調節容量内の堆砂により洪水調節機能への影響が予見されるダムについて、堰堤改良事業の対象とすること。

5. 系統制約への対応について

水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの最大限の導入のためには、系統制約への対応が不可欠であることから、有効な対策を講じること。

6. 水源地域を支える税財政措置の拡充・改善について

(1) 流水占用料等については、その用途の明示を促進すること。

(2) 過疎対策事業債の対象としている再生可能エネルギー施設の整備について、売電出力割合を緩和すること。

1. 第 7 次 エ ネ ル ギ ー 基 本 計 画 に つ い て [内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省]

エネルギー基本計画において、2040 年度の電源構成に関し再生可能エネルギーの比率が高められたことを踏まえ、水力発電開発を促進すること。

2. 電源立地地域対策について

[総務省、経済産業省、国土交通省]

(1) 電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金相当部分)の恒久化措置等について

①発電施設所在市町村の活性化のため、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

②揚水発電の果たす役割を適切に評価し、活用・整備を促進するとともに、一般水力発電の 2 分の 1 となっている揚水発電の交付金単価を一般水力発電と同等とすること。

(2) 発電施設所在地域の振興のため、電力移出県等交付金相当部分に係る市町村枠の拡大を図るとともに、一定の電力を移出する市町村に対する電力移入市町村交付金を創設すること。

(3) 電源立地地域対策交付金に係る各種交付金の対象を、出力が 1,000kW 未満の発電施設が所在する市町村にも拡大するとともに、中小水力発電の導入促進のための技術指導、情報提供等、関連施策の充実・強化を図ること。

(4) 水利権の許可・更新に当たっては、地元市町村の意見を十分に尊重し、環境に配慮した十分な河川維持流量を確保すること。また、水質保全、生態系の維持等に支障がある場合は、更新時に行うこととされている河川維持流量の確保について、地元市町村長の申し出により、期間更新前に行うことができるようにすること。

3. 水源地域の振興等について

[内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省]

- (1) 既設ダム設備の更新・改修や、発電設備の設置等によるダム再生の推進により、顕在化する気候変動や再生可能エネルギーの積極的導入等の課題に対して、対応すること。また、気候変動への適応・カーボンニュートラルの実現に向けて、「ハイブリッドダム」の取組を着実に推進すること。
- (2) 国は、地域の健全な水循環の維持又は回復に向けた取組をけん引する人材の育成、市町村等が策定する流域水循環協議会等における財源の確保や体制整備、流域マネジメントへの参画を促進するための普及啓発や広報等を強化すること。
- (3) 水源地域の環境を保全し、上下流にわたる河川環境の改善を図るため、以下の事項を推進すること。
 - ① 既設ダムによる水質や流量等流況の変化が生態系に影響を与えないよう、万全を期した対策を推進すること。また、河川管理者、自治体、事業者、内水面関係者等が連携した環境改善対策を推進する体制整備を促進すること。
 - ② 魚道の設置等生物生息環境及び河床環境の改善対策を推進すること。
 - ③ 親水や教育等に配慮した河川周辺の整備を促進すること。
 - ④ 合併浄化槽、集落排水、下水道の整備等により、ダム湖水質の改善を推進するとともに、助成措置を拡充すること。
 - ⑤ ゴミや廃棄物等の不法投棄及び河川等への流入防止対策を徹底すること。
- (4) 総合水系環境整備事業を着実に実施するとともに、実施に当たっては地元市町村の意見を尊重すること。
- (5) 水源地域における道路整備を推進すること。

- (6) 水源林保全のため、水源林造成事業を推進するとともに、放置山林対策を強化すること。
- (7) 森林管理システムが円滑に運用されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に向けた国及び都道府県による支援の強化を図ること。
- (8) 外国資本による水源地域の買収に対する実効ある規制対策を講じること。

4. 水源地域の防災対策等について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 近年、集中豪雨による流木災害等の山地災害の頻発・激甚化やダム湖岸の崩落の危険性が高まっていることを踏まえ、砂防設備や治山施設等の設置、森林の整備等、山地防災力の強化に向けた取組や、流域治水関連法に基づく「流域治水」の取組を推進すること。
- (2) ダム貯水池の堆砂による機能低下は、洪水や長期濁水の原因となり、住民の暮らしや漁業等の経済活動、生態系等に重大な被害や影響を与えることから、ダム管理者等による確実な堆砂対策が講じられるよう、国として管理者に対する対策の強化を求めるとことや支援策の拡充を図ること。また、土砂移動による海岸浸食等、土砂移動に起因する問題が顕在化していることから山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を行うこと。
- (3) 洪水調節容量内の堆砂により洪水調節機能への影響が予見されるダムについて、堰堤改良事業の対象とすること。
- (4) FIT・FIP 制度の調達期間について、災害による長期停止期間を除外すること。

5. 系統制約への対応について

[財務省、総務省、農林水産省、経済産業省]

水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの最大限の導入のためには、系統制約への対応が不可欠であることから、有効な対策を講じること。

6. 地域との連携による水力開発体制の再構築について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 水力発電が果たしてきた役割や価値を再評価し、地域のための小水力発電の可能性について国民理解の醸成を図るため、産学官連携による横断的な議論の場の設置を検討すること。
- (2) 第7次エネルギー基本計画に明記された以下の項目について、積極的に取り組むこと。
 - ① 「小水力発電の開発可能地点の広域的な調査」を早急に実施すること。
 - ② 中小水力に関する「開発地点候補の詳細調査や案件形成等」について、数値目標やルールを明らかにする等、積極的に取り組むこと。
- (3) 水力発電に関する技術の継承を図るための専門家の育成を拡充するとともに、水力開発を行う自治体に対する支援体制を強化すること。

7. 水源地域を支える税財政措置の拡充・改善について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 流水占用料等については、その用途の明示を促進すること。
- (2) 過疎対策事業債の対象としている再生可能エネルギー施設の整備について、対象外としている売電出力割合を緩和すること。